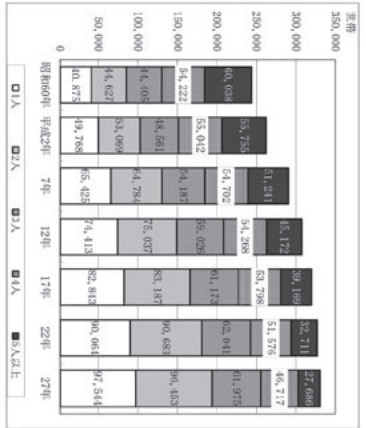


(2) 世帯構成の動向

《山梨県全域》

① 世帯人員別世帯数  
 一般世帯数は、増加傾向が続いている。世帯人員別にみると、1人世帯と2人世帯の増加が大きく、平成27年では1人世帯が最も大きい比率を占めることとなり、1人世帯と2人世帯で約60%を占めている。

図 世帯数の推移（一般世帯）



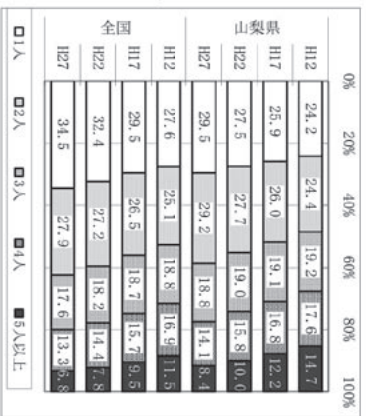
資料：国勢調査

表 世帯人員別世帯数（一般世帯）

年	1人	2人	3人	4人	5人以上	合計
S60	40,875	44,627	44,603	54,222	60,038	244,167
H2	49,768	53,069	44,561	55,042	55,755	262,195
H7	65,423	64,784	54,187	54,702	51,241	290,339
H12	74,413	75,027	59,024	54,298	45,172	307,915
H17	82,843	83,187	61,173	53,798	39,169	320,170
H22	90,064	90,639	62,041	51,574	32,711	327,073
H27	97,544	96,438	61,975	46,717	27,686	330,375
S60	16.7%	18.3%	18.2%	22.2%	24.6%	100.0%
H2	19.0%	20.2%	18.5%	21.0%	21.3%	100.0%
H7	22.5%	22.3%	18.7%	18.8%	17.6%	100.0%
H12	24.2%	24.4%	19.2%	17.6%	14.7%	100.0%
H17	25.9%	25.0%	19.1%	16.8%	12.2%	100.0%
H22	27.5%	27.7%	19.0%	15.8%	10.0%	100.0%
H27	29.5%	29.2%	18.8%	14.1%	8.4%	100.0%

資料：国勢調査

図 世帯人員別世帯数構成比（一般世帯）



資料：国勢調査

② 高齢者のみの世帯

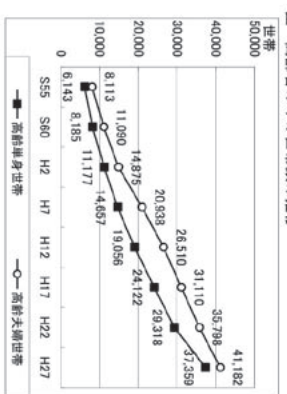
昭和55年から平成27年に高齢単身世帯数<sup>※1</sup>、高齢夫婦世帯数<sup>※2</sup>ともに約5倍に増加している。  
 将来推計をみると、高齢単身世帯数は増加が続くものの、高齢者夫婦世帯数は平成37年ごろがピークとみられる。

※1 【高齢単身世帯】55歳以上の者1人のみの一般世帯

※2 【高齢夫婦世帯】平成2年まではいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯、平成7年以上は夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの一般世帯

※3 【高齢者夫婦世帯】世帯主が65歳以上の夫婦のみの一般世帯

図 高齢者のみの世帯数の推移



資料：国勢調査

図 高齢者のみの世帯数の将来推計

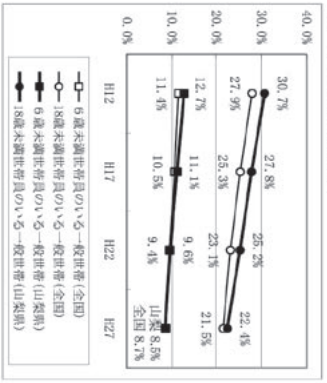


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（仮定府県別推計）』（平成20年4月推計）

③ 子育て世帯

6歳未満世帯員がいる世帯比率は平成27年では8.5%で、全国平均8.7%を0.2ポイント下回り、全国よりも少なくなった。また、18歳未満世帯員がいる世帯比率は22.4%となり、全国平均21.5%を0.9ポイント上回っているものの、減少傾向が続いている。

図 子育て世帯数の状況



資料：国勢調査

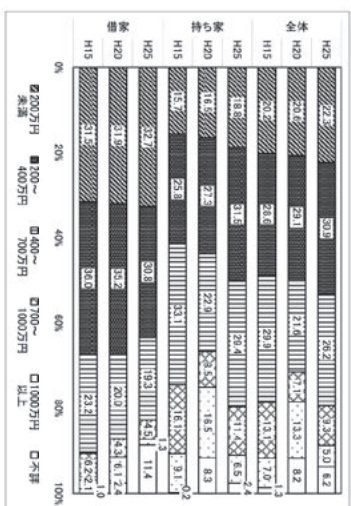
表 子育て世帯数

項目	世帯数	
	6歳未満のいる一般世帯	18歳未満のいる一般世帯
H12	307,916	36,998
H17	320,170	35,546
H22	327,076	31,343
H27	330,376	27,934

注：平成17年までは6歳未満、18歳未満の世帯員  
 平成22年以降は6歳未満、18歳未満の世帯員  
 資料：国勢調査

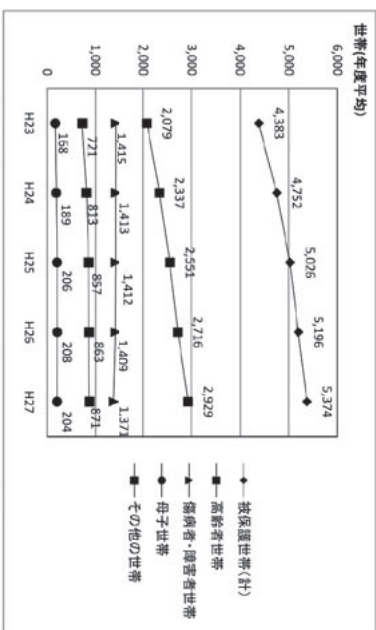
④ 収入の状況

平成25年の主世帯（全体）では、22.3%が200万円未満の収入となっており、増加傾向となっている。持ち家・借家別にみると、持ち家世帯で特に200万円未満の世帯率が増加している。生活保護受給世帯数の推移をみると、全体的に増加しているものの、特に高齢者世帯の生活保護受給世帯数の増加が大きい。



資料：住宅・土地統計調査(H25)

④ 生活保護受給世帯数の推移



資料：山梨県福祉保健総務課（厚生労働省「生活保護業務データベース」）

《地域別》

① 世帯人員別世帯数

地域別には、峡北地域、富士北麓域では2人世帯の増加が大きく、峡南地域については、2人世帯が減少に転じたものの、構成比では増加傾向のままとなっている。1人世帯は峡南地域、峡東地域で増加が大きい特徴がみられる。

世帯人員	198	208	506	738	1008
1世帯	32.9%	32.7%	31.9%	31.0%	30.2%
2世帯	42.6%	42.6%	43.8%	44.8%	45.7%
3世帯	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%	18.9%
4世帯	4.2%	4.2%	4.2%	4.2%	4.2%
5世帯	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%
6世帯	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
7世帯	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
8世帯	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
9世帯	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
10世帯	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

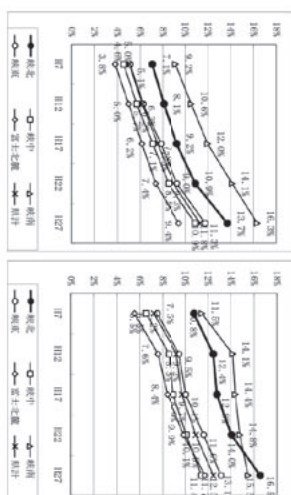
資料：国勢調査

世帯人員	198	224	324	424	524	計
1世帯	6,399	7,464	8,194	8,405	8,296	42,730
2世帯	18,269	18,699	18,699	18,699	18,699	93,475
3世帯	7,479	8,672	8,672	8,672	8,672	42,730
4世帯	1,798	2,078	2,078	2,078	2,078	10,390
5世帯	811	911	911	911	911	4,555
6世帯	411	411	411	411	411	2,055
7世帯	211	211	211	211	211	1,055
8世帯	111	111	111	111	111	527
9世帯	61	61	61	61	61	305
10世帯	31	31	31	31	31	152

注：平成17年までは世帯人員、平成22年以降は世帯人員  
資料：国勢調査

② 高齢者のみの世帯

平成7年から平成27年の20年間で全ての地域で高齢単身世帯、高齢夫婦世帯共に増加しており、平成27年は、一般世帯数に対する高齢単身世帯比率は、峡南地域が16.3%、高齢夫婦世帯比率は峡北地域が16.5%と最も高くなっている。



資料：国勢調査

地域	年	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯
県北	H17	1,278	2,114
県中	H17	2,246	3,198
県南	H17	2,572	4,172
県東	H17	4,117	4,969
県西	H17	6,199	8,901
県南	H17	12,415	12,415
県北	H17	13,521	13,521
県中	H17	17,465	18,724
県東	H17	2,029	2,555
県西	H17	2,614	3,143
県南	H17	2,899	3,121
県北	H17	3,314	3,143
県中	H17	3,252	3,252
県東	H17	3,821	4,391
県西	H17	4,641	5,411
県南	H17	5,945	6,655
県北	H17	6,074	6,784
県中	H17	6,198	6,784
県東	H17	6,624	7,414
県西	H17	6,528	8,114
県南	H17	14,657	14,657
県北	H17	14,117	14,117
県中	H17	20,318	20,318
県東	H17	27,409	30,477

資料：国勢調査

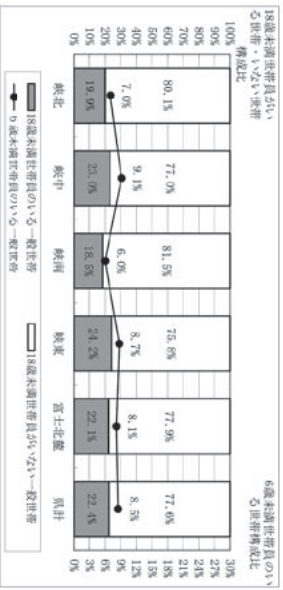
③ 子育て世帯

6歳未満世帯員がいる世帯率は各地域で10%以下となっており、岐阜地域は6.0%、岐阜北地域は7.0%と比較的低い。また、18歳未満世帯員がいる世帯率は、全体的に20%前後となっているが、岐阜地域は18.5%、岐阜北地域は19.9%と比較的低い。

平成12年から平成27年の15年間では、全ての地域で6歳未満世帯員がいる世帯率、18歳未満世帯員がいる世帯率ともに減少している。

特に岐阜北地域では、平成12年には18歳未満のいる世帯率は30%を超えていたが、15年間の減少が最も大きく、平成27年には県内で最も低い地域となっている。

図 子育て世帯数の状況



資料：国勢調査(H27)

表 子育て世帯数

項目	世帯数			構成比		
	一般世帯数	6歳未満世帯員がいる一般世帯	18歳未満世帯員がいる一般世帯	6歳未満世帯員がいる一般世帯	18歳未満世帯員がいる一般世帯	18歳未満世帯員がいない一般世帯
岐阜北	H12 27,302	3,242	8,263	11.9%	30.3%	69.7%
	H17 28,865	2,573	7,810	10.0%	27.1%	72.9%
	H22 30,056	2,425	6,986	8.1%	23.2%	76.8%
	H27 30,027	2,104	5,964	7.0%	19.9%	80.1%
岐阜中	H12 144,931	18,135	42,485	12.5%	29.3%	70.7%
	H17 151,645	17,258	41,007	11.4%	27.0%	73.0%
	H22 156,868	16,225	39,689	10.3%	25.3%	74.7%
	H27 160,360	14,595	36,918	9.1%	23.0%	77.0%
岐阜南	H12 22,123	2,183	6,052	9.9%	27.4%	72.6%
	H17 21,815	1,818	5,348	8.3%	24.5%	75.5%
	H22 20,294	1,209	3,747	6.0%	18.5%	81.5%
	H27 21,136	1,528	4,606	7.2%	21.8%	78.2%
岐阜東	H12 47,823	6,601	15,687	13.8%	32.8%	67.2%
	H17 49,641	6,062	14,825	12.2%	29.9%	70.1%
	H22 50,030	4,951	13,653	9.9%	27.3%	72.7%
	H27 50,522	4,405	12,224	8.7%	24.2%	75.8%
富士北麓	H12 65,737	8,837	22,037	13.4%	33.5%	66.5%
	H17 68,204	7,530	20,019	11.0%	29.4%	70.6%
	H22 68,985	6,213	17,642	9.0%	25.6%	74.4%
	H27 69,172	5,620	15,282	8.1%	22.1%	77.9%
県平均	H12 307,916	38,998	94,534	12.7%	30.7%	69.3%
	H17 320,170	35,546	89,009	11.1%	27.8%	72.2%
	H22 327,075	31,343	82,576	9.6%	25.2%	74.8%
	H27 330,315	27,934	74,185	8.5%	22.4%	77.6%

注：平成17年までは6歳未満、18歳未満の児童、平成22年以降は6歳未満、18歳未満の世帯員  
資料：国勢調査

Ⅲ 住宅事情

(1) 住宅の状況

住宅の構造は木造の割合が高く、敷地面積（一戸建・長屋建）や持ち家の住宅規模もゆとりのあるものとなっているが借家の住宅規模は小さくなっている。

住宅の種類別の構成比では別荘等の二次的住宅が多いのが特徴となっている。空き家率は高く全国順位1位となっており、二次的住宅を除いた空き家率でもその順位は1位となっている。

表 住まいに関わる状況の推移

項目名	単位	年次	山梨県	
			指標値	順位
着工新設住宅比率（対居住世帯あり住宅数）	%	H25	1.6	30
持ち家比率（対居住世帯あり住宅数）	%	H25	70.9	17
借家比率（対居住世帯あり住宅数）	%	H25	27.7	29
民間借家比率（対居住世帯あり住宅数）	%	H25	21.8	33
公営借家比率（対居住世帯あり住宅数）	%	H25	4.2	19
一戸建住宅比率（対居住世帯あり住宅数）	%	H25	74.3	13
共同住宅比率（対居住世帯あり住宅数）	%	H25	23.8	32
木造住宅比率（対居住世帯あり住宅数）	%	H25	73.8	17
S55年以前に建築された住宅比率（対居住世帯あり住宅数）	%	H25	29.6	30
空き家率（空き家総数） （二次的住宅を除く）	%	H25	28.4	1
人口10万人あたり公営住宅管理戸数	戸	H27	2,029	14
人口10万人あたり都道府県営住宅管理戸数	戸	H27	898	6
住宅の敷地面積（1住宅当たり）	m <sup>2</sup>	H25	342	12
持ち家住宅の延べ面積（1住宅当たり）	m <sup>2</sup>	H25	138.9	17
借家住宅の延べ面積（1住宅当たり）	m <sup>2</sup>	H25	47.8	37
着工新設持ち家住宅の床面積（1住宅当たり）	m <sup>2</sup>	H25	124.8	27
着工新設借家住宅の床面積（1住宅当たり）	m <sup>2</sup>	H25	53.4	27
最低居住水準未満世帯割合	%	H25	4.6	21
高齢居住水準以上世帯割合	%	H25	64.6	22
民間賃貸住宅の家賃（1か月3.3㎡当たり）※	円	H26	3,913	34
着工居住用建築物工事費予定額（床面積1㎡当たり）	千円	H25	177.4	7

※ 県庁所在地におけるデータ  
資料：社会生活統計指標（都道府県の指標2016）、平成25年住宅・土地統計調査他

① 住宅ストックの状況

平成25年現在、住宅総数は326,700戸あり、そのうち比較的近年の平成3年～12年に建てられた持ち家が約51,000戸と最も多い状況となっている。昭和56年の新耐震基準以降に建設された住宅は63.1%を占めている。

民間借家については、民間借家の非木造が年々増加し、平成3年～12年建築が16,400戸、平成13年以降建築が13,400戸となっている。一方、築年数の古い住宅については、持ち家、民間借家の木造住宅などに多くみられる。

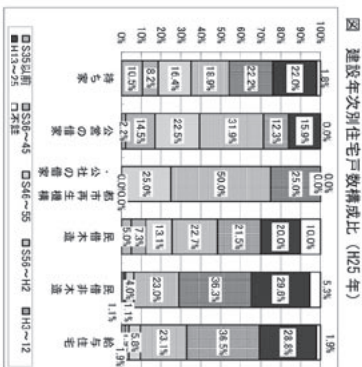


表 建設年次別住宅数

建設年次	総数	持ち家	民間借家	公営借家	民間借家の木造	民間借家の非木造	公営借家の木造	公営借家の非木造	総戸数
S25以前	17,900	16,600	100	0	860	400	0	0	17,800
S26～35	8,700	7,800	200	0	560	100	0	0	8,700
S36～45	23,400	18,900	2,000	0	1,900	500	0	0	23,400
S46～55	46,900	38,100	3,100	100	3,400	1,800	300	0	46,900
S56～65	65,900	43,800	4,400	200	5,400	10,400	1,200	0	65,900
S66～75	77,100	51,400	1,700	100	5,600	16,400	1,900	0	77,100
S76～85	73,400	51,000	2,200	0	5,200	13,400	1,500	0	73,400
S86～95	13,500	4,100	0	0	2,600	2,400	0	0	13,500
合計	326,700	231,700	13,800	400	26,000	45,500	5,200	0	326,700

※都市再生機構・公社の借家 資料：住宅・土地統計調査 (H25)

② 住宅の所有状況

住宅の所有関係別世帯構成をみると、持ち家が70.9%を占めており、全国平均の61.7%に比べて9.2ポイント高くなっている。借家では、民間の借家が21.8%を占めて最も多く、公営の借家が縮んでいる。

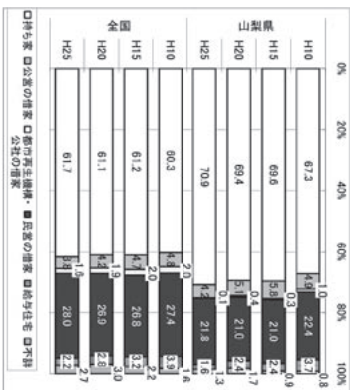


表 所有関係別世帯数の推移

年	持ち家	公営の借家	民間借家の借家	民間借家の住宅	総世帯
H10	298,900	201,100	14,600	56,900	11,100
H15	305,000	213,000	17,600	64,100	7,600
H20	315,800	219,400	15,900	66,300	7,400
H25	326,700	231,700	13,800	71,200	5,200

資料：住宅・土地統計調査 (H10, 15, 20, 25)

③ 空き家の状況

住宅総数に対する空き家率は22.0%と全国でも最も高い状況となっている。空き家の内容をみると、賃貸用又は売却用の住宅が最も多く空き家総数の42.2%、二次的住宅が21.7%、その他の住宅（その他空き家）が36.2%となっている。その他空き家については、住宅市場において活用されていない可能性がある住宅であるが、住宅総数の8.0%を占め、増加傾向となっている。

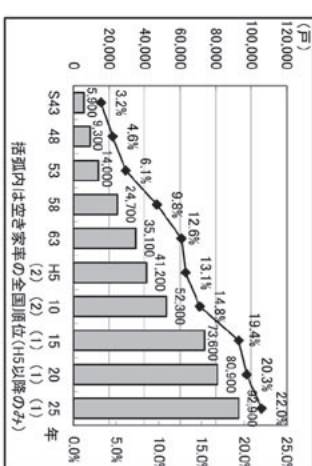


図 空き家の内訳構成比

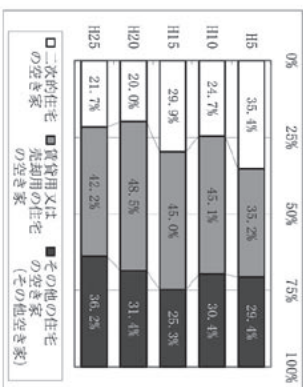
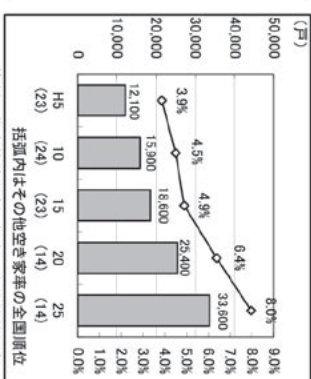
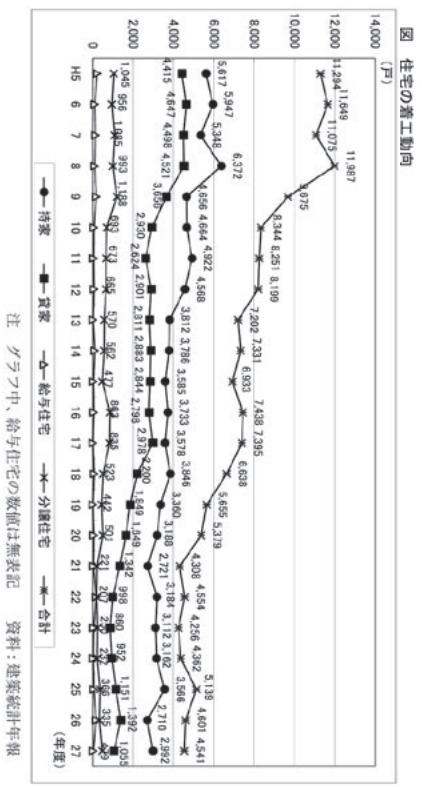


図 その他空き家の推移



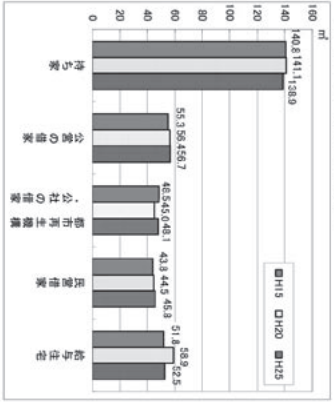
④ 住宅の着工動向

住宅の利用関係別の新設住宅着工動向をみると、持家が平成8年度に6千戸強でピークを迎えた後現在まで減少傾向にあり、平成27年度現在3千戸弱の着工数となっている。貸家は平成6年度の5千戸弱をピークに減少傾向となっており、平成27年度は1千戸強となっている。分譲住宅は平成10年度以降には1千戸を割り込み、平成27年度は近年の中では多いものの5百戸以下まで減少している。



⑤ 住宅の規模

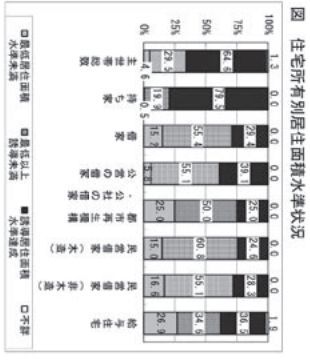
住宅所有形態別の戸当たり平均規模は、持ち家が138.9㎡、民営借家が45.8㎡となっており、持ち家の規模は民営借家の約3倍の規模となっている。平成15年からの推移をみると、持ち家は横ばい傾向、民営借家ではわずかに増加傾向がみられる。



(2) 居住水準

最低居住面積水準未達世帯は4.6%に相当する15,000世帯となっている。最低居住面積水準未達の世帯の多くは借家世帯であり、中でも民営借家世帯は、最低居住面積水準未達率世帯の約8割を占めている。なお、国土交通省では、1人世帯のうち短期居住基準が当てはまる世帯を住宅・土地統計調査から集計し、最低居住面積水準未達世帯は3.0%と推計している。

一方、誘導居住面積水準は、64.6%に相当する210,900世帯が達成している。特に持ち家については、誘導居住面積水準を達成した世帯が79.5%と高い。子育て世帯については、最低居住面積水準未達4.9%、誘導居住面積水準を達成しているのは50.9%である。



項目	最低居住面積水準未達	最低以上居住面積水準達成	誘導居住面積水準未達	誘導以上居住面積水準達成	世帯数
主世帯総数	15,000	96,500	210,900	326,700	648,100
持ち家	1,200	46,200	184,300	231,700	463,400
借家(計)	13,800	50,200	26,600	96,000	184,700
公営の借家	800	7,600	5,400	13,800	27,600
機構・公社の借家	100	200	100	400	800
民営借家(未遊)	3,900	15,800	6,400	26,000	51,900
民営借家(非未遊)	7,500	24,900	12,800	48,200	92,800
給与住宅	1,400	1,800	1,900	5,200	10,300

表 子育て世帯の居住面積水準達成状況

主世帯	総数	最低居住面積水準未達	誘導居住面積水準達成
山梨県(H15)	87,206	4,100	44,100
山梨県(H20)	84,606	4,100	41,800
山梨県(H25)	75,400	3,700	38,400
全国(H25)	11,006,106	628,800	4,618,900

※子育て世帯：「世帯を主に支える者」「その配偶者」以外に18歳未満の者がいる世帯  
資料：住宅・土地統計調査(都道府県別特別集計)

【参考】表 居住面積水準

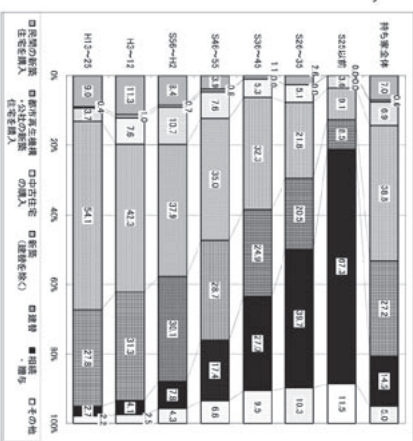
	最低居住面積水準(㎡)	誘導居住面積水準(㎡)
1人	25	40
2人	30 (25)	55 (45)
3人	40 (35)	75 (65)
4人	50 (45)	95 (85)

(3) 住宅市場

① 中古住宅の流通

平成 25 年現在の居住している住宅について、住宅取得状況をみると、住宅を新築した世帯が最も多く約 39%、次いで建替の約 27%、相続・贈与の約 14%、新築の住宅を購入したのが約 8%となっており、中古住宅の購入は約 7%と続いている。

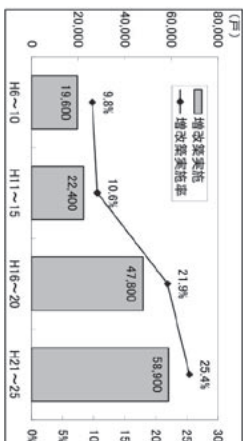
築年別の取得状況をみると、建築時期が古い住宅ほど相続・贈与により住宅を取得した住宅が多く、建築時期が新しい住宅ほど、自ら新築した住宅が多くなっている。一方、建替により取得した住宅は、昭和 25 年以前の住宅を除いて、どの建築時期でも 20%から 30%前後でみられる。



資料：住宅・土地統計調査 (H25)

② 持ち家の増改築

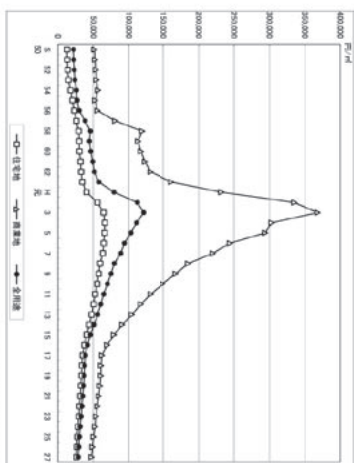
平成 21 年から平成 25 年における持ち家の増改築実施戸数は 58,900 戸であり、増加傾向となっている。



資料：住宅・土地統計調査

③ 地価の動向

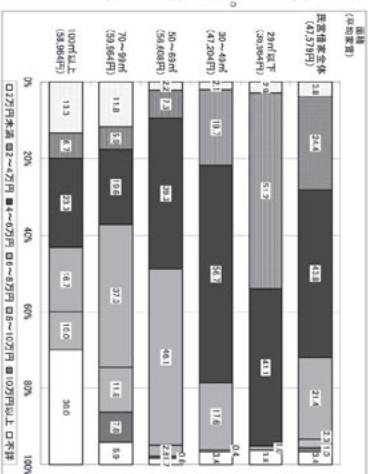
平均地価は平成 3 年以降ペナス傾向を示している。そのうち住宅地の平均地価をみると、平成 27 年は昭和 57 年とはほぼ同じ水準にまで下がっている。



資料：都道府県地価調査 (国土交通省土地局)

④ 民営借家(専用住宅)の家賃動向

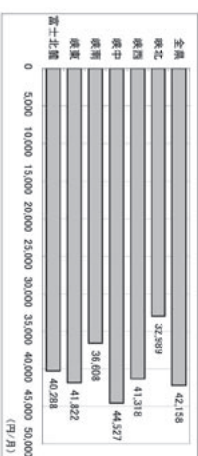
民営借家(専用住宅)の家賃は、平均約 47,600 円となっており、価格帯としては、4～6 万円の住宅が 43.8%と最も多く、次いで、2～4 万円の 24.4%と続いている。面積別にみると、延べ面積が 29 ㎡未満の住宅は 2～4 万円が最も多く、30 ㎡～49 ㎡の住宅では、4～6 万円、50 ㎡以上の住宅では 6～8 万円が多い傾向がある。



資料：住宅・土地統計調査 (H25)

⑤ 地域別借家賃

地域別の借家賃をみると、県中で県平均より高く、東北と県南で比較的に高い借家が多い。



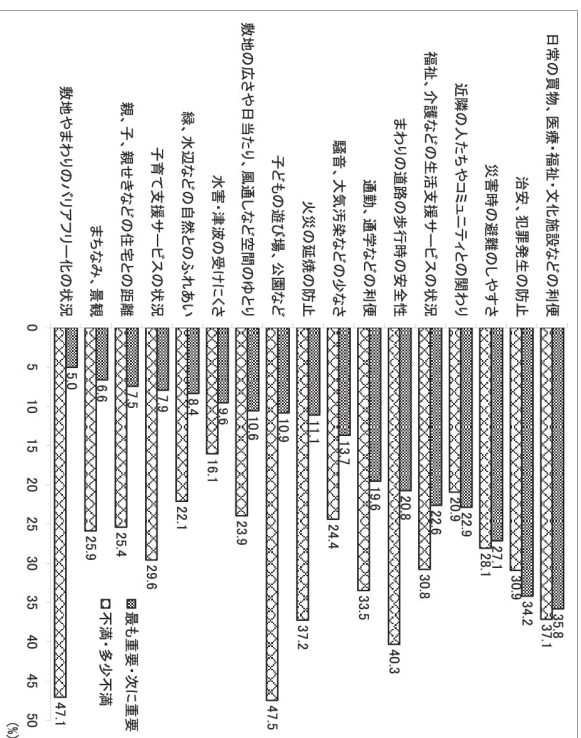
資料：住宅・土地統計調査 (H25)

地域別には市町村の家賃を加算平均

(4) 住意識

居住環境に対する重要度をみると、「日常の買物、医療・福祉・文化施設などの利便」に対する重要度が最も高く、続いて「治安、犯罪発生防止」、「災害時の避難のしやすさ」、「近隣の人たちやコミュニティとの関わり」、「福祉、介護などの生活支援サービス」の状況」に対する重要度が高いと示されている。  
また、不満度をみると、「子どもの遊び場、公園など」及び「敷地やまわりのパブリック化の状況」に対する不満度が高いことが示されている。

図 居住環境の各要素に対する満足度及び重要



資料：住生活総合調査(125)

参考資料 2) 山梨県住生活基本計画

山梨県住生活基本計画  
(平成28年度～平成37年度)

平成29年3月  
山梨県

## 目次

<b>序章</b>	
1 計画の目的と位置付け	1
2 計画の期間	
3 住生活をめぐる現状	
<b>第1章 基本的な方針</b>	
理念	3
<b>方針</b>	
1 良質な住宅ストックの形成	
2 市場と連携した施策展開	
3 各主体の連携による施策展開	
<b>第2章 目標と基本的な施策</b>	
<b>【居住者からの視点】</b>	5
目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現	
目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現	
目標3 住宅確保要配慮者への居住の安定の確保	
<b>【住宅ストックからの視点】</b>	
目標4 住宅の適正な管理と流通	
目標5 建替えやリフォームによる質の高い住宅ストックへの更新	
目標6 空き家の活用・除却の推進	
<b>【産業・地域からの視点】</b>	
目標7 住生活産業の成長	
目標8 住宅地の魅力の維持・向上	
<b>第3章 計画期間内の公営住宅の供給の目標量</b>	
1 公営住宅の供給の方針	15
2 公営住宅の供給目標量	
<b>第4章 計画の実現に向けて</b>	
1 各主体の役割	16
2 連携の強化	
3 各主体の行動・判断の基準	
別記1 住宅性能水準	20
別記2 居住環境水準	22
別記3 誘導居住面積水準	24
別記4 最低居住面積水準	25
附 用語の解説	26

## 山梨県住生活基本計画（平成28年度～平成37年度）

### 序章

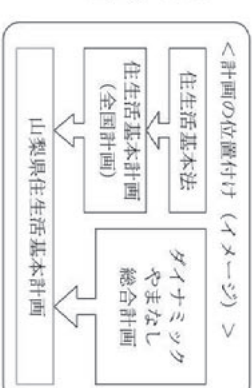
#### 1 計画の目的と位置付け

平成18年6月に住生活基本法（平成18年法律第61号）が制定され、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の「質」の向上を図る施策への本格的な転換を図る道筋が示された。

県は、住生活基本法に掲げられた基本理念にのっとり、平成19年3月に全国計画に即した山梨県住生活基本計画を策定した。また、平成24年3月に全国計画の変更により、平成28年3月に少子高齢化・人口減少の急速な進展、大都市圏における後期高齢者の急増、世帯数の減少による空き家の増加、地域のコミュニティの希薄化など居住環境の質の低下、リフォーム・既存住宅流通等の住宅ストック活用型市場への転換の遅れ、マンションの老朽化・空き家の増加による防災・治安・衛生面での課題が顕在化するおそれ、などの社会経済情勢の変化に鑑み、計画の全面的な変更を行なった。

県は、全国計画の変更並びに本県の住宅事情や地域特性を踏まえ、現行の計画を引き継ぐなかで、居住支援協議会を活用した住宅確保要配慮者の居住の確保や空き家の活用・除却の推進の観点に加え、住生活基本法第17条第1項に基づく法定計画として、また、平成27年12月に策定した「ダイナミックやまなし総合計画」の部門計画として山梨県住生活基本計画を改定する。

<住生活基本法>  
第17条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を定めるものとする。



#### 2 計画の期間

本計画は平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間として定める。



なお、社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね5年後に見直しを行う。

### 3 住生活をめぐる現状

本県の人口は、平成12年にピークを迎え、その後減少に転じ、近年では年間5千人以上減少している。中でも年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、同時に高齢者人口の増加が顕著であり、高齢化率は平成32年には30%を超える見込みである。

また、全国と軌を一にして生活保護受給世帯も増加傾向にあり、生活保護受給世帯の増加は、高齢化の進展により就労による経済的自立ができない高齢者世帯の増加が主な原因と考えられる。

住宅の戸数に大きな影響を与える世帯数も減少局面を迎え、国勢調査及び日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）によると、本県では平成7年は29万世帯、平成17年は32万世帯、平成27年は33万世帯と増加傾向であるが、その後、減少に転じ、平成37年には31.8万世帯となる見込みであり、空き家が更に増加すると考えられる。このため、全国と同様に空き家問題が深刻化しており、問題が多く含まれると考えられているその他空き家の市町村による実態把握を行なうことにより、既存ストックの有効活用と使われない住宅の除却の両面から対策が求められている。

住宅地における人口減少、少子高齢化、空き家の増加により、地域のコミュニティが希薄化すると、高齢者や子どもを地域全体で見守る機能の低下や災害に対する脆弱性の増大が懸念されるため、その対策も求められている。

## 第1章 基本的な方針

### 理念 いきいきとした住生活が営まれる郷土やまなしの実現

本県は、恵まれた自然と魅力ある文化遺産を有し、活力に満ちた県民性が培われてきた。豊かな自然環境を持ちながら、首都圏の一角にあるという立地条件を併せ持つ山梨の魅力や活力をさらに高め、誇りを持って語れる郷土の実現に取り組んできた。

中でも住宅は生活の基盤として社会生活や地域のコミュニティの拠点でもあり、とともに、活力・魅力があふれる社会の礎として位置づけられ、県民生活の安定及び向上を図るうえで施策展開は重要な意義を持つ。

加えて、本計画の終了時にはリニア中央新幹線の開業が予定されることから、リニア効果を最大限に活かしつつ、「いきいきとした住生活が営まれる郷土やまなしの実現」を理念として計画を策定している。

こうしたことから、美しい自然の中で、産業が力強く躍動し、喜びに満ち溢れた暮らしが営まれ、活発な交流が展開する安全・安心で快適な社会の実現に向け、住生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本的な方針を次のように定める。

### 方針

#### 1 良質な住宅ストックの形成

少子高齢化とともに、本県においては既に人口減少社会が到来し、世帯数も当分の間減少していく。加えて、生活保護世帯は増加しており、その過半数を高齢者世帯が占めている。一方、子育て世帯においては、三世代同居を理想の住まい方としている調査もあり、また、高齢者世帯においては多くが子との同居や近居を希望している。このような背景の中で、空き家率は全国第一位であり、住宅のストックが量的には充足されている。

こうしたことから、既存ストックを有効に活用するとともに除却を進め、また、良質な住宅ストックを形成するよう、適正な維持管理を通じて将来世代へ継承するための施策展開を図る。

#### 2 市場と連携した施策展開

県民のライフスタイルやニーズの多様化に的確に対応し、それぞれの住まい方に応じて多様で質の高い住まいを自由に選択できるようにするためには、住

宅の売買や賃貸を行う民間住宅市場による対応が従来どおり最も効果的と考える。

このため、健全な既存住宅市場の形成を図るとともに、消費者である県民が専門的な知識がわずかでも安心して取引が行えるための施策展開を図る。

### 3 各主体の連携による施策展開

豊かな住生活を実現していくためには、安全と安心をもたらす地域の防災分野、医療・介護サービス、子育て支援サービス等の福祉分野、良好な街並みや景観を形成するまちづくり分野、低炭素社会に向けた住まいと住まい方を提案する環境・エネルギー分野等の県民生活に深く関わる分野における相互の密接な連携を一層進めるとともに、地域の実情を最もよく把握している市町村との連携のうえで、総合的な施策展開を図ることが不可欠である。

さらに住生活の安定と確保及び向上の促進を図るため、住まい・まちづくりの主役である県民や事業者、NPOとの連携を深め、協力して計画の実現に取り組む必要がある。

## 第2章 目標と基本的な施策

基本的な方針に基づき、次の3つの視点から県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標と成果指標を設定したうえで必要な基本的な施策を定め、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

3つの視点は次のとおりとする。

- ① 「居住者からの視点」
- ② 「住宅ストックからの視点」
- ③ 「産業・地域からの視点」

### 【居住者からの視点】

#### 目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現

- (1) 結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境を整備
- (2) 子どもを産み育てたいという思いを実現できる環境を整備

### 【基本的な施策】

- (1) 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が、必要とする質や広さの住宅（民間賃貸、公的賃貸、持家）に、収入等の世帯の状況に応じて居住できるよう支援を実施する。
  - ① 民間賃貸住宅を子育て世帯向けにリフォームすることを促進することにより、民間賃貸住宅の活用を図る。
  - ② 子育て世帯等を対象とした公営住宅への優先入居により、公的賃貸住宅への入居を支援する。
  - ③ 子育て世帯等が必要とする良質な魅力的な既存住宅の流通を促進することにより、持家の取得を支援する。
- (2) 世代間で助け合いながら子どもを育てることができると世代同居・近居を促進する。
- (3) 公的賃貸住宅団地の建替え等の機会をとらえた高齢者世帯・子育て世帯等のための施設の整備について検討する。

【成果指標】

- ① 子育て世帯（18歳未満が含まれる世帯）における誘導居住面積水準達成率  
【50.9%（平成25）→60%（平成37）】

◆指標=A/B  
A=子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数  
B=子育て世帯総数

目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現

- (1) 高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるための住宅の改善・供給
- (2) 高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現

【基本的な施策】

- (1) 公的賃貸住宅団地の代替等の機会をとらえた高齢者世帯・子育て世帯等の支援に資する施設の整備について検討する。
- (2) 医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心して暮らせる住まいを確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給や生涯活躍のまちの形成を促進する。
- (3) 終身建物賃貸借制度、リバースモーゲージ制度などの活用により民間賃貸住宅に入居しやすい環境づくりを図る。
- (4) 高齢者、障害者をはじめ誰もが自立し安心して生活できるようにするため、住まいのユニバーサルデザイン化の推進を図る。また、入居者の高齢化に対応するため、公営住宅のバリアフリー化の推進に努める。
- (5) 高齢者や障害者の身体特性や暮らし方、老いや障害の程度に応じた住宅の構造や設備、利用可能な制度について県民に広く普及するため、住宅に関する情報提供や相談業務の推進を図る。

【成果指標】

- ② 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合  
【1.5%（平成27）→1.8%（平成37）】

◆指標=A/B  
A=高齢者向け住宅\*の戸数

6

B=高齢者（65歳以上）人口  
※有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅の6種類

- ③ 高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合  
【84.6%（平成27）→90%（平成37）】

◆指標=A/B  
A=高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の棟数  
B=サービス付き高齢者向け住宅の棟数

- ④ 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率※  
【40.2%（平成25）→55%（平成37）】

◆指標=A/B  
A=65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化がなされた住宅戸数  
B=65歳以上の者が居住する住宅の総戸数  
※一定のバリアフリー化率：2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消

目標3 住宅確保要配慮者への居住の安定の確保

住宅を自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障害者、ひとり親・多子世帯等の子育て世帯、生活保護受給者、外国人、ホームレス等（住宅確保要配慮者）が、安心して暮らせる住宅を確保できる環境を実現

【基本的な施策】

- (1) 地方公共団体及び不動産関係団体で構成する居住支援協議会の活動により、民間賃貸住宅への住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するとともに生活困窮者自立支援制度等福祉施策と連携する。
- (2) 県営及び市町村営住宅の適切なスクラップアンドビルドを進める。
  - ① 地域社会の様々なニーズを把握した上で公営住宅需要の動向を予測し、民間住宅の供給状況も見極めながら、長期的視点に立つて公営住宅の整備を進める。
  - ② 特に、昭和40～50年代に建設された数多くの住宅が一齐に更新時期を迎えつつあることから、経費負担の大きい建替えだけでなく、全面的改善、個別的改善の手法によるなど、公営住宅等長寿命化計画に即し、効率的な整備を進める。

7

- ③ 公営住宅の整備に際しては、供給主体である県及び市町村が連携強化し、県営住宅の市町村への譲渡や小規模団地の統廃合を進めるなど、一層の効率化を図る。
- ④ 中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅については、民間賃貸住宅の供給状況を見極めながら、公営型地域優良賃貸住宅への転換を進めていく。
- (3) 地震等の災害に備え、被災者の居住を確保するため、応急仮設住宅の供給や公営住宅の空き家を活用するための態勢を整える。また、関係団体との連携による民間賃貸住宅の空き家等の活用体制づくりを進める。
- (4) 高齢者や障害者には、住み慣れた自宅での安定した住生活を実現するため、福祉施策と介護保険制度の連携による居宅サービス等の充実や地域の住民等による見守り等の生活支援を促進する。なお、住み替えにあたっては、市町村や福祉部局等と連携し、公営住宅等への優先入居、公営住宅のグループホームとしての活用を図る。
- また、DV被害者、犯罪被害者等は公営住宅等への優先入居等居住を図り支援する。

【成果指標】

- ⑤ 最低居住面積水準未達率

【3.0% (平成 25) → 早期に解消】

◆指標=A/B

A=最低居住面積未達世帯数

B=主世帯総数

- ② 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 (再掲)

【1.5% (平成 27) → 1.8% (平成 37)】

◆指標=A/B

A=高齢者向け住宅<sup>※</sup>の戸数

B=高齢者 (65 歳以上) 人口

※有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅の 6 種類

- ④ 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率※ (再掲)

【40.2% (平成 25) → 55% (平成 37)】

◆指標=A/B

A=65 歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化がなされた住宅戸数

B=65 歳以上の者が居住する住宅の総戸数

8

※一定のバリアフリー化率：2 箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消

【住宅ストックからの視点】

目標 4 住宅の適正な管理と流通

購入した住宅の維持管理やリフォームの適切な実施により、住宅の価値が低下せず、良質で魅力的な既存住宅として市場で評価され、流通することによる次の世代への資産の承継

【基本的な施策】

- (1) 住宅を長期にわたって活用していくために、住む人自身による適切な維持管理ができるよう、容易にリフォームが可能でコスト低減に配慮した設計や部品に関する情報の提供や技術の普及とともにリフォームに関する相談業務の充実を図る。
- (2) 住宅性能表示制度や長期優良住宅認定制度について普及促進を図り、住宅を適切に維持管理し長く大切に使う意識の醸成を行い、将来世代を見越した良質な住宅ストックの形成を促進する。
- (3) 既存住宅を安心して取引するための取引時及びリフォーム時における住宅瑕疵担保責任保険の活用による瑕疵保証の徹底を図るとともに住宅トラブルに対しては、県民生活センターの住宅相談や指定住宅紛争処理機関 (山梨県弁護士会) 等の活用を促すこととする。
- (4) 住まいに関する情報を県民が正しく理解し、住宅市場において適切な判断や選択ができるように県のホームページの充実や住宅相談などを通じ、適切な情報を提供する。

【成果指標】

- ⑥ 既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合

【6% (平成 26) → 20% (平成 37)】

◆指標=A/B

A=既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅戸数

B=既存住宅流通量戸数

- ⑦ 新築住宅における住宅性能表示の実施率

【20.4% (平 27) → 35% (平 37)】

9

◆指標=A/B  
A=年度の住宅性能評価（新築・設計評価）の実施戸数  
B=年度の新設住宅着工戸数

⑧ 新築住宅における認定長期優良住宅の割合  
【22.2%（平成27）→30%（平成37）】

◆指標=A/B  
A=年度の長期優良住宅の認定戸数  
B=年度の新設住宅着工戸数

**目標5 建替えやリフォームによる質の高い住宅ストックへの更新**

約4.8万棟ある耐震性を満たさない住宅の建替並びに省エネ性を満たさない住宅やバリアフリー化されていない住宅をリフォームにより質の高い住宅ストックに更新

**【基本的な施策】**

- (1) 木造住宅の耐震診断や耐震設計、耐震改修への支援に加え、古い木造住宅が密集している地区を中心に木造住宅の所有者に対する各戸訪問による耐震啓発活動や建築物地震相談窓口の設置、建築物防災出張講座等の実施により建築物の耐震化を啓発する。
- (2) スマートハウスの普及をはじめ、長期優良住宅化リフォームにより耐久性を向上させ、省エネリフォームによる省エネ性の向上と適切な維持管理を促進する。併せて、長寿命住宅や省資源・省エネルギー住宅の建設促進に関する情報提供の充実を図ることにより、環境と共生した住まいづくりに対する普及啓発を推進する。
- (3) 今後、顕在化するマンションの維持管理や建替・大規模修繕に関する課題に対処するため、管理組合活動、居住者による適切な手入れや防犯対策向上の促進、マンション管理士の活用を支援する情報提供や相談業務を推進する。

**【成果指標】**

⑨ 住宅の耐震化率

【85.4%（平成27）→90%（平成32）】

◆指標=A/B

A=耐震性のある住宅数  
B=住宅総数

⑩ リフォーム（注）実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合  
【3.9%（平成21～25）→6%（平成37）】

◆指標=A/B

A=リフォーム実施戸数（年間）  
B=住宅の総戸数

※いずれも「居住世帯のある住宅」戸数  
リフォーム：増改築、修繕又は模様替のいずれかを行うこと

⑪ 一定の省エネ基準を満たす住宅ストックの割合  
【27.4%（平成25）→40%（平成37）】

◆指標=A/B

A=全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用している住宅戸数  
B=住宅の総戸数

※いずれも「居住世帯のある住宅」戸数

**目標6 空き家の活用・除却の推進**

空き家の賃貸、売却、他用途への転用を図る一方で計画的な空き家の解体・撤去を推進し総合的な空き家対策を推進

**【基本的な施策】**

- (1) 空き家を活用した地方移住、二地域居住を促進する。
- (2) 伝統的な日本家屋としての古民家の再生を促進する。
- (3) 空き家を介護・福祉・子育て支援施設や宿泊施設等の他用途への転換を促進する。
- (4) 定期借家制度、DIY型賃貸借等の多様な賃貸借の形態を活用した既存空き家の活用を促進する。
- (5) 空き家の利活用や売却・賃貸に関する相談体制や空き家の所有者や管理者情報の充実を図る。
- (6) 防災・衛生・景観等の生活環境に悪影響を及ぼす空き家は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を活用し、計画的な解体・撤去を促進する。

【成果指標】

⑩ 市町村の空き家等対策計画着手率

【7.4% (平成27) →100% (平成31)】

◆指標=A/B

A=空き家等対策計画の策定に着手した市町村数

B=全市町村数 (※)

※実施調査を行なった結果、計画を策定する必要がないと判断した市町村を除く

【産業・地域からの視点】

目標7 住生活産業の成長

住生活産業の担い手を確保・育成し、良質で安全な住宅を供給できる環境を実現

【基本的な施策】

- (1) 中古住宅市場を構築するため、建物状況調査の普及、リフォームや維持管理の記録、既存住宅の円滑な流通を促進する情報ネットワークの活用などを促進する。
- (2) 県土の約8割を森林が占める全国有数の森林県である本県の特徴を活かし、地域の建築士、工務店など、住宅産業関連事業者の連携による県産材の家づくり活動等を支援することにより、県産材の利用促進を図る。
- (3) 県産材の需要拡大を図るため、材の安定供給や県産材の認証制度を踏まえながら、製材や集成材に関する施策に加え、CLT工法等新技術の導入を推進する。
- (4) 地域における工務店や職人のリフォーム技術の向上並びに県民への耐震化・バリアフリー化・省エネルギー化等のリフォームによる住宅の質の向上に関する普及啓発を推進する。

【成果指標】

⑩ リフォーム (注) 実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 (再掲)

【3.9% (平成21～25) → 6% (平成37)】

◆指標=A/B

A=リフォーム実施戸数 (年間)

B=住宅の総戸数

※いずれも「居住世帯のある住宅」戸数

リフォーム：増改築、修繕又は模様替のいずれかを行うこと

目標8 住宅地の魅力の維持・向上

- (1) 地域の自然、歴史、文化に応じた個々の住宅だけでなく居住環境やコミュニティの維持・向上
- (2) 強靱な県土づくりの理念を踏まえ、地震、洪水、土砂災害等の自然災害に対する防災・減災対策を推進し、居住者の安全を確保

【基本的な施策】

- (1) 市町村の進めるコンパクトなまちづくりと連携し、居住者の利便性や安全性を向上させ、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境・住宅地の魅力の維持・向上を図る。
- (2) 景観法に基づく市町村の景観計画の策定を促進するとともに、景観地区や準景観地区の指定、または住民合意による景観協定の締結を促進するなど、歴史的街並や良好な農村集落など地域の景観に配慮した住居環境・住宅地の魅力の維持・向上を図る。
- (3) 洪水被害や土砂災害を未然に防止し、事前防災と減災対策を着実に進め、安全・安心に暮らせる住まい・まちづくりを推進する。
- (4) 周囲の自然環境との調和やうるおいのある住生活を実現するため、生け垣や植樹など住まい環境における緑化を「山梨県緑化計画」に基づいて多様な主体が支える緑づくりの推進を目指す。
- (5) 中心市街地は、生活・ビジネス・交流などの拠点としてまちを代表する場所であることから、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業の活用等により、市街地における良好な住まい・まちづくりを促進する。また、地域の特徴を活かした良好な住生活を実現するため、個性ある住まい・まちづくり活動に対し、適切な支援を推進する。
- (6) 若者や他地域からの人々の定住促進のため、魅力ある住宅や団地の整備について推進する。
- (7) 地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取組を促進する。

【成果指標】

⑬ 景観条例を施行した市町村数

【23 団体（平成 27）→27 団体（平成 31）】

◆指標=A

A=景観法に基づく景観計画を策定し、景観条例を施行した市町村数

⑭ 優先箇所における砂防関係施設の整備対策箇所数

【17 箇所（平成 27）→ 40 箇所（平成 31）】

◆指標=A

A=優先箇所における砂防関係施設の整備対策箇所数

⑮ 土砂災害ハザードマップを作成・公表し、地域防災計画に土砂災害の防災訓練に関する記載のある市町村の割合

【81.5%（平成 27）→約 100%（平成 32）】

◆指標=A

A=土砂災害ハザードマップを作成・公表し、地域防災計画に土砂災害の防災訓練に関する記載のある市町村の割合

14

### 第3章 計画期間内の公営住宅の供給の目標量

#### 1 公営住宅の供給の方針

- 民生安定を確保する観点から、自力では適正な居住水準の住宅を確保できない住宅に困窮する低額所得者や被災世帯だけでなく高齢者等の社会的弱者、子育て世帯への支援を理由に公営住宅の計画的な供給を継続する。
- 本県における公営住宅の保有率は全国的にみても高く、ストッククとしては充足している。県及び市町村の供給目標量は、新たな公営住宅需要に対し既存公営住宅の空き家募集と建替えにより充足できる状況にあるので、ストックの適正な維持管理と建替え等を進め、供給目標の達成を目指す。

#### 2 公営住宅の供給目標量

計画期間における公営住宅の供給目標量	前期5年間(H28～H32)	10年間合計(H28～H37)
うち、整備戸数	4,800戸	9,000戸
	430戸	750戸

\*この供給目標量は、県・市町村営公営住宅等の空き家募集戸数に、整備戸数(建て替え戸数と新規建設戸数の計)を加えた戸数

15

## 第4章 計画の実現に向けて

施策を進める上では、各主体の役割を明確にし、互いの持てる力を発揮しながら、ともに連携していくことが重要である。

### 1 各主体の役割

#### (1) 県民の役割

- 住宅は生活するための私的な場として、個人の資産であると同時に、都市や街並みを構成する重要な社会資産である。このため、県民はそれぞれの住生活の向上や安定に努めるとともに、自分の住むまちの自然環境や歴史的な価値を大切にすることが必要である。
- また、県民は住まいづくりや地域づくりの活動の主体であり、県民自らが主体的に、個々の住宅やその住宅を含む住環境の整備に積極的に関与していくことが望まれる。
- これらの活動は、継続的な取り組みが必要のため、県民が個人として参画するだけでなく住民同士による団体活動やNPOとして組織的な参画をすることも重要である。

#### (2) 民間事業者の役割

- 市場における住宅の供給は、そのほとんどが民間事業者によって行われており、住宅市場における主要な役割を担っている。このため、民間事業者は、住宅の安全性・品質・性能の確保において重要な責任を有していることを自覚し、住宅の設計・建設・販売・管理の各段階において必要な措置を適切に講じることが重要である。適切な情報や良質なサービスを提供するとともに、法令遵守はもとより公正な取引などによる健全な市場の形成を図る役割が期待される。
- さらに、地域の歴史・文化や気候・風土等を踏まえ、景観や住環境に配慮した住宅の建設を進めるとともに、地域の伝統的な技術・工法の継承・向上を図り、誇れる郷土づくりに貢献することが望まれる。
- また、住宅金融支援機構においては、新たな住宅循環システムの構築や代替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等に対応した住宅ローンの供給を支援する役割が期待される。

#### (3) 専門家・NPOの役割

- 建築、医療、福祉、まちづくりなどの様々な分野の専門家や住民によるN

16

PPOは、それぞれの技術・知識を活用し、住民と行政の橋渡し役を務めながら、自主的な住民の郷土づくりを継続的にサポートする役割が期待される。

#### (4) 市町村の役割

- 市町村は地域に密着した自治体であり、住民の住宅ニーズを的確に把握しきめ細かい行政サービスを進めていく役割を担っている。地域の歴史や文化を守りながら、誇れる郷土づくりを進めるために、都市計画、福祉等と連携した総合的な住宅施策を推進することが望まれる。このため、住生活基本法に沿った市町村計画等を策定することで、計画的な施策の推進と定期的な評価・分析に取り組み、施策展開に反映していくことが求められる。
- 公営住宅供給等の住宅セーフティネット構築における役割についても、福祉と連携した対応の重要性が増加していること、コミュニティ再生の必要性の高まりなどから、市町村が主体的役割を担うことが必要である。
- また、空家等対策計画を策定し、増加する空家に対する施策を進めていく。

#### (5) 県の役割

- 県計画の策定を通じて、住生活の安定の確保と向上の促進に関する方針を示し、その達成に向けた各主体の役割と連携のあり方を提案し、県として進めるべき施策を着実に実施する。定期的な評価・分析にも取り組み、施策展開に反映していく。また、住宅セーフティネット構築における役割については、これまでに整備した県営住宅のスクラップアンドビルドを進め、適正規模の維持に努め、市町村営住宅の管理・運営に対して技術的な支援を行う。また、民間市場においてもサービス付き高齢者向け住宅登録制度や中古住宅流通市場の活性化など、住生活の安心をサポートする仕組みの活用を促進する。
- 県民に対しては、県民ニーズの把握に努め、市町村と連携しながら総合的な住まいに関する情報を提供するとともに、住まいづくり・まちづくりへの積極的な参加を促し、住生活の向上に努める。
- 民間事業者に対しては、住生活の向上に向け、充実した情報の提供を行い相互の連携を図りながら健全な住宅市場の育成を進める。
- 専門家やNPOに対しては、住まいづくり・まちづくりの自発的・自立的活動を尊重しつつ、継続的な取り組みの進展に向けて支援に努める。
- 市町村に対しては、県と市町村による一体的な住宅施策の推進のための連携体制を強化し、基礎自治体である市町村の事業が円滑かつ効果的に進められるよう支援する。

17